

函館市健康増進計画策定推進委員会設置要綱 (設置)

第1条 函館市における健康増進計画（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市健康増進計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる各団体からそれぞれ選出された委員18人以内をもって組織する。

2 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	団体名
保健・医療関係団体	函館市医師会
	函館市医師会健診検査センター
	函館歯科医師会
	函館薬剤師会
	北海道栄養士会函館支部
地域関係団体	函館市町会連合会
	函館市食生活改善協議会
	函館市社会福祉協議会
学校等関係団体	函館市小学校長会
	函館市中学校長会
	函館市 P T A 連合会
	函館市私学振興協議会
職域関係団体	函館商工会議所
	函館市内漁業協同組合長連絡協議会
	函館市亀田農業協同組合
その他	はこだて健幸プロジェクト
	一般社団法人生命保険協会函館協会
公募委員	